

岩出市が行う契約に係る暴力団等排除措置要綱

平成22年10月1日
岩出市告示第172号

(趣旨)

第1条 この要綱は、「岩出市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」(以下「合意書」という。)に基づき、市が発注する建設工事、設計業務、監理業務、測量業務、調査業務、物品調達、業務委託、その他役務の提供等の契約及び財産の買入れ、売払い、貸付け等の契約(以下「本市契約」という。)から暴力団、暴力団員及び暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)の介入を排除する措置について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人等 法人その他団体又は個人をいう。
- (2) 役員等 法人の役員、支店若しくは営業所を代表する者並びに個人の事業主及び支配人又は法人の業務を執行する法的権限はないものの、会長、相談役、顧問等の名称を有する者若しくは一定比率(5パーセント)以上の株式を保有する株主若しくは一定比率(5パーセント)以上の出資をしている者で法人に対する実質的な支配力を有すると認められる者をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団関係者 暴力団ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 入札参加資格者等 競争入札の参加資格を有し、又は市が随意契約の相手方として選定する法人等及び当該法人等の役員等をいう。
- (7) 排除措置 合意書4(1)の排除要請に基づき、競争入札への参加資格を有する者に対する指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置等をいう。

(報告等)

第3条 各所属長は、入札参加資格者等が、排除措置対象法人等に該当すると疑うに足る事実を把握したときは、疑義事実報告書(様式第1号)により、財務課長に報告するものとする。

2 前項の規定により報告を受けた財務課長は、合意書3(1)に基づき、和歌山県岩出警察署長(以下「岩出警察署長」という。)に対し照会するものとする。

(排除措置)

第4条 市長は、入札参加資格者等が別表左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当し、契

約の相手方として不相当であると認められるときは、岩出市建設工事等請負業者選定審査会（以下「審査会」という。）の決議を経て、同表右欄に掲げる期間排除措置を行うものとする。ただし、当該期間満了後、当該措置要件（同表第8号の規定によるものを除く。）について改善していないと認めるときは、改善したと認める日まで当該排除措置を延長することができる。

2 市長は、前項の規定により排除対象法人等の排除措置を行うときは、当該排除措置の期間及び理由を排除措置通知書（様式第2号）により、延滞なく、排除対象法人等に報告するものとする。また、当該措置を延長するときも同様とする。

3 財務課長は、第1項の規定による排除措置に関し、排除措置報告書（様式第3号）により延滞なく各所属長に対して通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により排除措置を行ったときは、当該排除措置法人等の商号又は名称、所在地、排除措置の期間及び理由を公表するものとする。

（一般競争入札からの排除）

第5条 市長は、一般競争入札において、排除措置法人等の入札参加を認めないものとする。

2 市長は、落札者が契約の締結までの間に排除措置を受けたときは、当該排除措置法人等と契約を締結しないことができる。

（指名競争入札からの排除）

第6条 市長は、指名競争入札において、排除措置法人等を指名しないものとする。

2 市長は、前項の場合において、排除措置法人等を指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

（随意契約からの排除）

第7条 市長は、排除措置法人等を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ審査会の承認を得た場合はこの限りではない。

（下請人及び共同企業体に関する排除措置）

第8条 市長は、排除措置法人等については、本市契約の全部又は一部について下請契約の相手方若しくは受任者（以下これらを「下請負人等」という。）となることを認めないものとする。

2 市長は、本市契約の相手方が排除措置法人等を下請負人等としていた場合は、当該契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

3 市長は、共同企業体の排除措置を行う場合においては、当該共同企業体の構成員（明らかに当該排除措置について責めを負わないと認められる者を除く。）について、排除措置を行うものとする。

4 市長は、前項の規定により排除措置に係る入札参加資格者等を構成員に含む共同企業体の排除措置については、当該入札参加資格者等と同様の排除措置を行うものとする。

（排除措置期間の特例）

第9条 入札参加者資格者等が次のいずれかに該当することとなった場合における排除措置の期間は、それぞれ別表各項右欄に定める期間の2倍の期間とする。

(1) 別表左欄の措置要件に係る排除措置の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、当該排除措置に係る措置要件と同一の措置要件に該当するとき。

(2) 入札参加資格者等に極めて悪質な理由があるとき、若しくは入札参加資格者が極めて悪質な理由が排除措置の決定後明らかになったとき。

(排除措置の継承)

第10条 排除措置期間中の入札参加資格者等から入札参加資格を継承する者は、排除措置も引継ぐものとする。

(排除措置の期間の始期)

第11条 排除措置期間の始期は、排除措置の決定があった日の翌日とする。

(契約の解除)

第12条 市長は、本市契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(1) 排除措置を受けたとき。

(2) 通報等を受けた者であるとき。

(3) 本市契約の相手方が共同企業体である場合において、当該共同企業体の構成員が第1号又は前号の要件に該当するとき。

(排除措置の解除等)

第13条 市長は、排除措置業者から排除措置解除申出書(様式第4号)により排除措置解除の申出があったときは、岩出警察署長に対し改善の状況を確認するものとする。

2 市長は、前項の規定により改善が認められるときは、審査会の決議を経て、当該排除措置を解除するものとする。なお、改善が認められないときは、当該排除措置を継続するものとする。

3 市長は、前項の規定により排除措置の解除又は継続を行うときは、排除措置解除(継続)通知書(様式第5号)により当該排除措置業者に対して通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により排除措置を解除したときは、その旨を公表するものとする。

5 財務課長は、第2項の規定により排除措置を解除したときは、排除措置解除報告書(様式第6号)により各所属長に対して報告するものとする。

(関係機関との連携)

第14条 市長は、この要綱の運用について、岩出警察署長その他関係機関と密接に連携して行うものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項については市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年10月 1日から施行する。

(岩出市建設工事等暴力団対策排除措置要綱の廃止)

2 岩出市建設工事等暴力団対策排除措置要綱(平成20年岩出市告示第8号)は、廃止

する。

(岩出市建設工事等暴力団排除対策会議運営要領の廃止)

- 3 岩出市建設工事等暴力団排除対策会議運営要領（平成20年岩出市告示第9号）は、廃止する。

附 則（平成23年4月1日岩出市告示第76号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

措置要件	期間
(1) 法人等の役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいると認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
(2) 暴力団員等がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。	当該認定した日から6月
(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	当該認定した日から6月
(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定した日から6月
(6) 法人等の役員等又は使用人が、(1) から (5) のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。	当該認定した日から6月
(7) 本市契約の相手方が排除措置法人等を下請負人等としていた場合に、当該下請負人等との契約の解除を求め、相手方がこれに従わなかったとき。	当該認定した日から6月
(8) 法人等が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告及び警察への被害届の提出を怠ったと認めるとき。	当該認定した日から3月

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

財務課長 殿

課長 

疑義事実報告書

岩出市が行う契約に係る暴力団等排除措置要綱第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

商号又は名称			
所在地			
役職名	氏名	生年月日	住所
排除措置対象業者等に該当すると疑うに足る事実			
備考			

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

(住所)
(商号又は名称)
(代表者等職氏名) 殿

岩出市長



排除措置通知書

このたび貴社（殿）を、「岩出市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」及び「岩出市が行う契約に係る暴力団等排除措置要綱（以下「措置要綱」という。）」の規定に基づき、排除措置の対象としましたので通知します。

なお、排除措置内容等につきましては下記のとおりです。

記

1 排除措置期間

年 月 日から 年 月 日まで

（但し、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該排除措置を継続します。）

2 排除措置理由

3 排除措置内容

(1) 競争入札への参加

本市で実施する契約の競争入札及び随意契約に原則として参加することができません。

(2) 契約締結及び解除

契約等は原則として締結しないものとします。また、現在締結中の契約等を解除することができます。

4 その他

上記2の排除措置理由となった事実が改善された場合は、措置要綱の様式第4号「排除措置解除申出書」により、岩出市長に対して排除措置の解除を申し出ることができます。

各所属長 殿

財務課長

排除措置報告書

「岩出市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」及び「岩出市が行う契約に係る暴力団等排除措置要綱」の規定に基づき、下記のとおり排除措置を講じましたので報告します。

記

1 排除措置法人等

（住 所）

（商号又は名称）

（代表者等氏名）

2 排除措置期間

年 月 日から 年 月 日まで

（但し、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該排除措置を継続します。）

3 排除措置内容

（1） 競争入札への参加

本市で実施する契約の競争入札及び随意契約に原則として参加することができません。

（2） 契約締結及び解除

排除措置法人等との契約は原則として締結しません。また、現在締結中の排除措置法人等との契約を解除することができます。

様式第4号（第13条関係）

年 月 日

岩出市長 殿

（住所）

（商号又は名称）

（代表者等職氏名）



排除措置解除申出書

私は、 年 月 日付け 第 号の排除措置通知書による排除措置を受けましたが、排除措置理由となった事実について別添のとおり改善しましたので、排除措置の解除をお願いします。

様式第5号（第13条関係）

第 号
年 月 日

（住所）
（商号又は名称）
（代表者等職氏名） 殿

岩出市長



排除措置解除（継続）通知書

年 月 日付け排除措置解除申出書により申出のあったことについては、排除措置の理由となった事実の改善が確認されたので、年 月 日をもって排除措置を解除します。

（又は、年 月 日付け排除措置解除申出書により申出のあったことについては、排除措置の理由となった事実の改善が確認できませんでしたので、排除措置を継続します。）

様式第6号（第13条関係）

第 号
年 月 日

各所属長 殿

財務課長

排除措置解除報告書

年 月 日付け 第 号の排除措置通知書により排除措置を受けた下記の者については、年 月 日をもって排除措置を解除します。

記

排除措置を解除する相手方

（住 所）

（商号又は名称）

（代表者等氏名）